

令和7年2月4日
学校健康推進課

議会の委任による専決処分の報告
(保健用消耗品の購入代金の支払遅延に係る損害賠償額の決定)

1 主旨

令和6年12月18日開催の文教常任委員会において、区立学校における会計事故の発生についてとして報告した事案について、相手方からの遅延損害金の請求により、地方自治法第180条の規定に基づき専決処分を行ったので報告する。

2 事故の概要

(1) 相手方 東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番21号
株式会社三和堂

(2) 事故内容

区立学校において保健衛生用消耗品合計14,872円分を購入し、令和6年3月29日に納品され、検査に合格したが、同学校にて事務職員が支払いを怠り、未払い状態が続いていた。その後、令和6年11月12日に支出処理を行って、相手方への支払い完了が令和6年11月15日となった。

3 相手方への損害賠償額 200円

4 専決処分日 令和7年1月17日